

議案第七十二号

赤松地区農業用道路整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり赤松地区農業用道路整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和四十九年六月十二日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年六月拾貳日 承認

三朝町議会議長 牧田 禎

写

- 一 事業の名称 団体営農業用道路整備事業
- 二 施行場所 東伯郡三朝町大字赤松地内
- 三 経費の賦課基準 事業費の一〇パーセントを受益者に賦課するものとし、<sup>一〇パーセント</sup>賦課基準の割合は、田を六畑を四とする。
- 四 徴収の時期 事業実施年度の二月一日から三月三十一日まで。
- 五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。